

NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

2021年8月 No.61

ニューヨーク州競争法の改正案（Twenty-First Century Anti-Trust Act）について

弁護士 大久保 涼

弁護士 佐藤 恭平

はじめに

Big Tech の競争上の懸念（競合他社に事業を自社に売却させる目的で価格の割引を実施する等）を背景として、ニューヨーク州上院議会において、2021年6月7日、ニューヨーク州競争法（Donnelly Act）の改正案（いわゆる Twenty-First Century Anti-Trust Act。以下、「本法案」といいます。）が可決されました¹。下院で可決される前に会期が終了したため、本法案が法律となるには、会期再開後に改めて上院及び下院で可決され、その後州知事の署名を受ける必要があります。従って、実際には制定されない可能性や内容が大幅に変更されて法律となる可能性もありますが、もし今回上院議会で可決された内容と同様の法律が制定された場合には、州レベルで広範かつ厳格な内容の事前届出規制やその他の競争法規制が課せられることになり、Big Tech のみならず、ニューヨーク州で事業を行う企業やそのような企業を当事者とする買収実務に大きな影響を与えることが予想されることから、本ニュースレターで本法案の内容を紹介します。

本法案の内容

本法案による改正の主なポイントは、①州レベルでの企業結合の事前届出規制及び待機期間の設定、②単一企業による独占行為及び優越的地位の濫用の禁止、③クラスアクションの導入、並びに④刑事罰の厳格化です。以下、それぞれのポイントを説明します。

① 企業結合の事前届出規制及び待機期間

現在、連邦法である Hart-Scott-Rodino Act（以下、「HSR 法」といいます。）により、一定の取引について競争当局に事前届出（いわゆる HSR ファイリング）を行う義務が定められていますが、州レベルで企業結合に関する包括的な事前届出義務を定めた例はまだありません²。本法案は、企業結合の事前届出規制として、HSR 法で定められた基準額よりも低額の基準を設定し、その基準を満たした場合にはニューヨーク州司法長官（Attorney General）に事前届出を行うことを求める内容となっています。具体的には、本法案では、取引金額が 9.2 百万ドル（HSR 法で定められた届出基準³の 10%）を超える場合であって、取引当事者のいずれかがニューヨーク州内に 9.2 百万ドル（HSR 法で定められた届出基準の 2.5%）を超える資産又は売上を有する場合には、当該取引は

¹ <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2021/s933>

² コネチカット州やワシントン州では、ヘルスケア事業に関係する企業結合について州レベルでの事前届出規制が設けられていますが、企業結合について特定の業種とは関係なく包括的な事前届出規制を州レベルで設けている州はまだありません。

³ HSR 法で定められた届出基準の最新の動向については、「バイデン政権下における企業結合法制のエンフォースメントの動向及び直近の HSR 法に関する FTC からの発表」（NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報 No. 54）をご覧ください。

事前届出の対象となり得ます（例外あり）。事前届出義務に違反した場合には、一日当たり1万ドルの罰金が課せられる可能性があります。

事前届出のために必要な情報は、企業結合の当事者、結合の対象となる資産や予定されるクローリング日等に関する情報です。更に、ニューヨーク州において事前届出が必要となる企業結合当事者が、HSR法に基づく事前届出も行う場合には、HSR法に基づき当局に提出が求められる資料（競争や取引によるシナジーに関連する一定の機密性の高い情報が含まれます。）をニューヨーク州にも提出することが求められます。

また、本法案では、60日間の待機期間（届出受理後、取引の実行が禁止される期間）が設定されており、待機期間の早期終了を認めるための規定はありません（HSRファイリングの場合、待機期間は30日間ですが、当局の判断により待機期間が延長される場合もあります。）。例えば、1,000万ドル程度の小規模かつ競争法上の懸念の少ない取引であっても、取引実行まで60日間空けなければならないため、実務的には大きな影響を与えるものと思われる。

② 単一企業による独占行為及び優越的地位の濫用の禁止について

現在のニューヨーク州競争法は競争を阻害する複数の企業による契約、アレンジメント等（multi-firm conduct）を禁止対象としていますが、本法案は、ニューヨーク州内において事業、取引、商業又はサービス提供を独占したり、独占するために他者と結託・共謀することを禁じており、単一企業による独占行為（single-firm conduct）も禁止対象に加えています。また、本法案には、連邦法で規定されている従来の市場・供給独占（monopolization）の禁止だけでなく、需要独占⁴（monosponization）の禁止の概念も盛り込まれています。

更に、本法案には、EU競争法等で導入されている優越的地位の濫用の禁止も規定されています。本法案では、優越的地位の濫用には、実際の又は潜在的な競合他社が競争するための能力又はインセンティブを除外又は制限する行為（例えば、ある市場における優越的地位を利用して、別の市場における競争を制限すること）が含まれるとされています。また、人事労務の分野では、職業、取引、事業等に従事することを制限する契約を締結させたり、従業員や独立請負人（independent contractor）に対して給与や福利厚生に関する情報を開示する自由を制限する行為が優越的地位の濫用に含まれるとされています。

優先的地位の濫用は、直接証拠⁵又は間接証拠（市場占有率など）により立証され得、もし直接証拠が十分であると判断されれば、原告は関連市場を特定する必要はありません。重要な点として、間接証拠に関して、ある会社が関連市場において売手として40%以上の市場占有率を有する場合又は関連市場において買手として30%以上の市場占有率を有する場合には、当該会社は優越的地位を有するとみなされることとなります。また、人事労務に関しては、競争禁止義務や勧誘禁止義務を課したり、給与額を一方的に決定したりする権利は優越的地位を証明する直接証拠になり得るとされています。

本法案では、優越的地位の濫用の範囲は、連邦法の下での独占行為よりも遙かに広く定められています。連邦法の下では、概して、独占力とは価格を制御し又は競争を排除する力を指すとされており、独占力を有しているか否かを評価するために、関連市場を定義し、排他的行為に関する証拠を提出することが求められます。本法案において優越的地位を有することを示すために設定された市場占有率の基準値は、連邦法の下で独占行為の存在を示すために求められる基準値（一般的に70%程度の市場占有率が必要と考えられています。）よりも遙かに低く設定されています。

更に重要な点として、本法案では、競争促進的な効果を有することを示す証拠を、優越的な地位の濫用の主張に対する防御として用いたり、反競争的效果を相殺・治癒するものとして用いたりすることはできないとされています（連邦法の下では、問題となった行為が競争法上違法か否かを評価する場合、通常、当該行為が競争促進的な効果を有するか否かも考慮されます。）。例えば、自社製品についてアグレッシブな割引を行った場合、価格が下がったことで顧客が便益を受けたとしても、競合他社の競争インセンティブを制限することを理由に違法とされる可能性があります。

⁴ 市場独占とは供給者側の行為に着目した独占行為であり、他方、需要独占は需要者側の行為に着目した独占行為です。

⁵ 優越的地位を証明する直接証拠の例として、価格等の契約条件を一方的に決定できる権利を有することを示す証拠が挙げられています。

③ クラスアクションの導入

現在のニューヨーク州競争法では、同法違反により損害を被った者には三倍額賠償 (treble damages) の請求権の行使が認められていますが、三倍額賠償のクラスアクションは認められていません⁶。本法案では、三倍額賠償のクラスアクションが明示的に認められており、ニューヨーク州では直接ではない買手 (indirect purchasers) が競争法違反による損害賠償を提起することが認められていることを考慮すると、競争法違反による損害賠償を求める原告が増えることが予想されます (なお、連邦法の下では、直接ではない買手による損害賠償請求は認められていません)。

④ 刑事罰の厳格化

本法案では、現行のニューヨーク州競争法違反の刑事罰が厳格化されるとともに、新たに追加される禁止行為についても刑事罰の対象とされています。自然人が本法案に違反した場合、最大 100 万ドルの罰金 (現行法では最大 10 万ドル)、最大 4 年の懲役 (imprisonment) (現行法から変更なし) が課される可能性があります。法人が違反した場合には、最大 1 億ドルの罰金 (現行法では最大 100 万ドル) が課される可能性があります。

まとめ

上記のとおり、本法案が法律になるのは早くても 2022 年以降ですが、もし本法案が法律となった場合には、ニューヨーク州における事業やニューヨーク州内に一定の資産や売上を有する企業に対して大きな影響を及ぼす可能性があります。例えば、売手として関連市場において 40%以上の市場占有率を有する企業は、優越的地位の濫用を理由に損害賠償請求を受ける可能性があり、かかる請求について三倍額賠償のクラスアクションが提起される可能性もあります。また、取引額 1,000 万ドル程度の比較的小規模の M&A 取引で、一方当事者がニューヨーク州に 1,000 万ドル程度の資産又は売上を有している場合には、事前届出の提出義務及び 60 日の待機期間が課せられる可能性があります。本法案が、連邦法の競争法規制よりも厳しい内容を含むこと等を踏まえると、実際には法律として成立しない可能性もありますが、今回ニューヨーク州上院議院で実際に可決されたことを踏まえると、前例のない州レベルでの厳格な競争法規制が成立する可能性もあると考えられます⁷。引き続き、ニューヨーク州競争法規制の動向について注視する必要があります。

2021 年 8 月 30 日

⁶ Sperry v. Crompton Corp., 8 N.Y.3d 204, 214 (N.Y. 2007)

⁷ 本法案が法律として成立したとしても、その後、連邦法と矛盾すること等を理由に法律の有効性が争われる可能性もあります。

[執筆者]

**大久保 涼** (弁護士・NY オフィス共同代表)

ryo_okubo@noandt.com

1999年東京大学法学部卒業。2006年 The University of Chicago Law School 卒業(LL.M.)。2006年～2008年に Ropes & Gray LLP(ボストンおよびニューヨークオフィス)に勤務。2000年弁護士登録(第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所、2018年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 共同代表。ニューヨークを拠点として、主に日米間のM&A、ファイナンス取引その他の企業活動全般について、日本及び米国のクライアントに対して継続的に助言している。

**佐藤 恭平** (弁護士・アソシエイト)

kyohei_sato@noandt.com

2006年早稲田大学法学部卒業。2008年早稲田大学大学院法務研究科修了。2015年 Fordham University School of Law 卒業(LL.M. in Banking, Corporate, and Finance Law)。2009年弁護士登録(第一東京弁護士会。2014年に留学のため弁護士登録を一時抹消し、2015年再登録。)、長島・大野・常松法律事務所入所。入所以来、M&Aを中心に様々なコーポレート案件に従事する。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務し、近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国における企業法務に関するアドバイスを幅広く提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

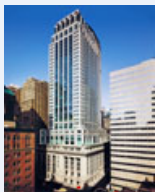
www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として2010年9月1日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、
<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませいたします。